

〔事案 28-180〕 契約解除取消請求

・平成 29 年 3 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時の募集人による告知妨害等を理由に、告知義務違反による契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 11 月に甲状腺がんと診断されたため、平成 25 年 11 月に契約したがん保険に基づいてがん診断給付金を請求したところ、給付金は支払われたが、告知義務違反を理由に契約が解除された。しかし、以下の理由により、契約の解除を取り消してほしい。

- (1) 契約時、募集人に対して甲状腺腫にかかったことを伝えており、それを受けて保険会社に電話で加入の可否を問い合わせた募集人から、加入できると言われた。
- (2) 募集人から、「手術したか」「薬を飲んでいるか」「通院したか」の 3 つの質問に全て該当しなければ告知書に書かなくてもいいと言われたため、告知しなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じることはできない。

- (1) 申立契約の解除理由となった病歴については、告知書に記載がなく、募集人も聞いていない。
- (2) 募集人による告知妨害等は存在しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知の際に不適切な対応がなかったか等、契約申込み当時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人と募集人の間において申立人が主張するようなやり取りがあったとは認められず、契約解除の撤回は認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。